

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金交付要綱

(平成 30 年 8 月 22 日環境局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域のごみ出し支援活動を促進し、ごみ出しが困難な世帯のごみ出しの負担の軽減を図るために、ごみ出し支援を実施している団体に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 家庭ごみ等 仙台市一般廃棄物処理要領第 2 条第 2 項第 3 号に規定する定日収集生活ごみのうち、粗大ごみ等、戸別収集するものを除いたものをいう。
- 二 ごみ集積所 仙台市一般廃棄物処理要領第 6 条第 1 項に定める集積場所をいう。

(ごみ出し支援実施団体)

第 3 条 この奨励金の交付を受けることができる者は、市内に所在する町内会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 法人等で、ごみ出し支援の実施団体として市長が認めた団体であり、かつ、次の各号の要件をすべて満たす団体（以下、「ごみ出し支援実施団体」という。）とする。

- 一 政治活動や宗教活動を目的としないこと。
- 二 営利を目的としないこと。
- 三 団体の規則や会則等において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。
- 四 暴力団等と関係を有していないこと。
- 五 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告を（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市の市税を滞納していないこと。

(奨励活動)

第 4 条 奨励金の交付の対象となる活動（以下「奨励活動」という。）は、ごみ出し支援実施団体が、ごみ出しが困難と認める世帯のうち、次条に定める世帯（以下「対象世帯」という。）が排出した家庭ごみ等を対象世帯の玄関口から、当該対象世帯が排出することとなっているごみ集積所に排出する活動とする。ただし、当該活動のうち、仙台市の他の助成事業または補助事業として行う場合は、奨励活動から除外する。

(対象世帯)

第 5 条 奨励活動の対象世帯は、仙台市に居住する者の内、以下の各号のいずれかに該当する者

のみで構成される世帯とする。

- 一 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者
- 二 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 四 療育手帳制度要綱（平成元年3月27日民生局長決裁）の規定に基づき、療育手帳の交付を受けた者
- 五 申請時に満75歳以上の者
- 六 その他、市長が必要と認める者

（奨励金の算出）

第6条 奨励金の額は、当該年度の4月から9月の間と10月から3月の間を支払期とし、支払期ごとに、奨励活動の実施回数に140円を乗じた額とする。ただし、支払期ごとの上限金額は、ごみ出し支援実施団体1団体あたり、70,000円とする。

（ごみ出し支援実施団体の登録申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする団体は、ごみ出し支援実施団体登録申請書（様式第1号）により、市長に申請を行い登録しなければならない。

（ごみ出し支援実施団体の確認）

第8条 市長は、前条の規定により申請があった場合に、ごみ出し支援実施団体に係る第3条第1項第1号から第4号までに規定する要件について、申請者の規則や会則等により確認するものとする。

2 第3条第5号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合は、この限りではない。

3 第3条第1項第5号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（ごみ出し支援実施団体の登録）

第9条 市長は、前条の規定により、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る調査等を行った上で、登録の可否を決定するものとし、その決定の通知はごみ出し支援実施団体登録通知書（様式第3号）又は、ごみ出し支援実施団体不登録通知書（様式第4号）により行うものとする。

（ごみ出し支援実施団体登録の取下等）

第10条 ごみ出し支援実施団体は、ごみ出し支援実施団体登録取下申請書（様式第5号）により登録の取下申請を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合のほか、ごみ出し支援実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すものとする。

- 一 第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- 二 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき
- 三 その他ごみ出し支援実施団体としてふさわしくない行為があったとき

3 市長は、前項の規定により登録を取り消すものと決定した場合には、ごみ出し支援実施団体登録取消書（様式第6号）により通知するものとする。

なお、前項第1号から第3号のいずれかの規定によりごみ出し支援実施団体の登録を取り消された団体は、登録取消の日から1年間、ごみ出し支援実施団体の登録を申請することができないものとする。

（奨励金交付の申請）

第11条 奨励金の交付を受けようとするごみ出し支援実施団体は、実施する奨励活動について、年度ごとに地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金交付申請書（様式第7号）により、市長に申請を行うものとする。

（対象世帯の確認）

第12条 市長は、前条の規定により申請があった場合に、第5条に規定する対象世帯の要件について、当該申請に係る書類又は対象世帯の同意に基づいて、要件に該当しているか調査することにより確認するものとする。

（奨励金の交付決定等）

第13条 市長は、第11条の規定により申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る調査等を行った上で、奨励金の交付の可否を決定するものとし、決定の通知は、地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金交付決定書（様式第10号）又は地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金不交付決定書（様式第11号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を通知する際に、必要な条件を付することができる。

（交付の条件）

第14条 ごみ出し支援実施団体の登録内容の変更及び規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による変更等の申請は、事業変更等承認申請（届出）書（様式第12号、様式第13号）により行うものとする。

2 前項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第14号）により行うものとする。ただし、ごみ出し支援実施団体の登録内容の変更に関するものはこの限りではない。

3 前項の規定により承認を行う場合、市長は交付の決定を取消し、又は変更することができ、

また、取消し又は変更を行ったときは理由を付して書面により通知するものとする。

(奨励金交付申請の取下)

第15条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金交付申請取下書(様式第15号)により行うものとする。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定により、ごみ出し支援実施団体は、実施した奨励活動の成果を記載した地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金実績報告書(様式第16号)及び対象世帯毎の地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金実績報告明細書(様式第17号)を市長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書及び実績報告明細書は、次の各号に定める期間に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに提出するものとする。

- 一 4月から同年9月までに実施した活動 申請年度の10月20日まで
- 二 10月から翌年3月までに実施した活動 申請年度の3月31日まで

(奨励金額の確定等)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査等を行った上で、奨励活動の成果が奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき奨励金額を確定し、規則第13条の規定に基づき、地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金額確定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は第16条の規定による実績報告を受けた場合において、当該奨励活動の成果が奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを、ごみ出し支援実施団体に命ずるものとし、理由を付して書面による通知するものとする。

(奨励金の交付)

第19条 市長は、第17条の規定による奨励金額の確定等を行った後に、奨励金を交付するものとする。

2 ごみ出し支援実施団体は、第17条に規定する奨励金の確定の通知を受けた場合、地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金交付請求書(様式第19号)を速やかに提出するものとする。

(決定の取消し)

第20条 市長は、ごみ出し支援実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき

二 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の規定により取消しを行ったときは、市長は、理由を付して書面により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第21条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励活動の当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その全部若しくは一部について返還を命じることができる。

(立入検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、ごみ出し支援実施団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は前項の結果、必要があると認めるときは、ごみ出し支援実施団体に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第23条 ごみ出し支援実施団体は、奨励活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿帳の証拠書類を整備し、かつ奨励金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(個人情報の取扱い)

第24条 ごみ出し支援実施団体は、奨励活動を実施に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、対象世帯等の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うものとする。

(委任)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定めることができる。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成30年8月22日から実施する。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。